

韓国でのインターネット倫理教育の現状と国際協力方案

朴 政鎬† 鄭 鎮旭‡ 姜 安求†‡ 徐 載哲†‡

† 鮮文大学校コンピュータ工学部 〒336-840 韓国忠南牙山市湯井面 100

‡ 成均館大学校情報通信工学部 〒440-746 韓国京畿道水原市長安区 300

†‡ 韓国インターネット振興院政策企画団 〒137-857 韓国ソウル市瑞草区瑞草路 398

E-mail : † jhpark@sunmoon.ac.kr ‡ jwchung@skku.ac.kr †‡ {ahn,sir}@nida.or.kr

あらまし 最近、インターネットの普及によりインターネット上で多様な問題が発生しており、社会的に大きなトラブルを引き起こしている。このような問題点を踏まえて、韓国での大学生対象のインターネット倫理教育の現状を含み、インターネット倫理教育に関して紹介する。特に、インターネット倫理教育用の教材以外にも、インターネット倫理教育の教育的効果の極大化の一環として試験的に行なっているインターネット倫理素養試験についても紹介する。また、本稿では韓国政府のインターネット倫理教育の活性化政策を紹介し、インターネット倫理文化の定着のために、日本を含んだ外国との国際協力方案を提案する。

キーワード インターネット倫理、インターネット倫理素養試験、インターネット倫理意識自己診断

The Education of Internet Ethics in Korea and International Cooperation Methods

Jungho PARK † Jinwook CHUNG ‡ Angoo KANG and Jaechul SEO†‡

† Department of Computer Science & Engineering, Sunmoon University, Chungnam, Korea

‡ School of Information & Communication Engineering, Sungkyunkwan Univ., Suwon-si, Kyunggido, Korea

†‡ Planning & Internet Policy Division, National Internet Development Agency, Seoul, Korea

E-mail : † jhpark@sunmoon.ac.kr ‡ jwchung@skku.ac.kr †‡ {ahn,sir}@nida.or.kr

Abstract In these days, many problems such as internet fraud are occurred in the internet by abnormal increase of internet spread. In this paper, we introduce the current states of the education of the internet ethics in Korea. We developed the text for the education of the internet ethics in the university. Now, experimentally we test the knowledge for the internet ethics of the university students. We introduce a few education policy of the internet ethics in Korean government this year. Finally, we propose a few international cooperation methods for the smart and sound internet..

Keyword Internet Ethics, Test of Knowledge for Internet Ethics, Self-Test of Internet Ethics consciousness

1. 小中等学校でのインターネット倫理教育

韓国政府は情報化によって深刻になりつつある逆機能の問題に対処するため、2003年に‘青少年総合対策’を立て、2005年には‘サイバー上青少年保護総合対策’を作った。これをもとにして政府各部署の機能によって役割を分担し、これらの政策を推進するための協議会を運営してきた。

インターネット倫理教育を推進する機関を大きく分けると、政府、傘下機関、市民団体、市道教育庁及び学校があり、政府としては放送通信委員会、教育科学技術部、行政安全部、文化観光部、保健福祉家族部がある。政府のインターネット倫理教育政策を実質的に遂行する傘下機関としては 放送通信委員会の韓国

インターネット振興院と韓国情報保護振興院、行政安全部の韓国情報文化振興院、文化観光部の著作権委員会と韓国ゲーム産業振興院、保健福祉家族部の韓国青少年相談院、教育科学技術部の韓国教育學術情報院などがある。そして、市民団体としては大学インターネット倫理教育を支援しているインターネット倫理実践協議会を始め、YWCA、KT文化財団、学父母情報監視団などがある。

1.1. 学校でのインターネット倫理教育

教育科学技術部は学校でのインターネット倫理教育を強化するために、第7次教育課程の改訂において‘情報化と情報倫理教育を汎教科学習と裁量活動を通

じて重点的に指導し、関連教科と特別活動などのような学校教育活動全般に渡り統合的に行なうようにし、地域社会と家庭との連携指導にも力を入れる’と強調している。また、2000年には‘小中等学校の情報通信技術運営に関する指針’を作り、これを2005年に改めて修正し小中等学校で実施している。

これにより、学校では学生対象のインターネット倫理教育のため教科時間や学校裁量活動時間を使って教育を行っており、学校長の訓話時間、学級運営時間なども活用している。具体的に、教科時間の場合、汎教科次元の教育とか、実科、技術家庭、コンピュータ教科時間の中でインターネット倫理教育を行なっている。

教師研修においては、資格研修や職務研修時間を活用してインターネット倫理教育を2時間以上実施するように教員研修を推奨している。これにより、市道教育庁では独立的な研修課程を編成し、インターネット倫理教育を実施する教育庁と、教育科学技術部の研修方向のもとで資格研修や職務研修の際1回2時間程度を研修教育課程に編成運営する教育庁もある。

学父母研修は市道教育庁と学校での研修計画によって行う教育と韓国情報文化振興院、学父母情報監視団、通新庁などでの学父母研修がある。

1.2. 学校以外でのインターネット倫理教育

保健福祉家族部（旧、国家青少年委員会）は2002年からYP活動（Youth Patrol/Youth Program）を通じ、学生対象のインターネット倫理教育を実施している。このプログラムは青少年自ら有害環境の深刻性を認識し、能動的に自身を守る能力を身につけるプログラムである。このプログラムは学生と教師、そして学父母を対象に教育を行っている。特に、2007年からは幼稚園教師を対象にする教育も強化している。また、教育のために11種類の教育資料を開発し利用している。韓国青少年相談院では、青少年相談センター、地域青少年相談支援センターなどを設立し運営しており、これらのところでインターネット中毒に関する相談を受けている。また、相談院ではインターネット専門相談教育課程を設け、専門相談士を養成しており、インターネット中毒治療のために2005年専門病院と協力体制を構築している。

韓国情報文化振興院（www.kado.or.kr）はインターネット中毒関連の様々な診断尺度を開発し普及している。2002年には韓国型インターネット中毒自己診断尺度（K-尺度）を開発した。この尺度は満9歳（小学校3年生）から18歳を対象にしている。また、2006年にはゲーム中毒自己診断尺度も開発した。この尺度は幼児、児童（満9～12歳）、青少年用（満

13歳～18歳）がある。また、この機関では2003年からサイバー犯罪予防活動団を運営している。サイバー犯罪予防活動団は青少年のインターネット利用率の増加により、健全なインターネット利用と倫理的な情報生活人を養成することによって、サイバー犯罪を予防するために行っている事業である。また、教師研修は現場教育と、遠隔教育研修院の設立認可をもらってオンライン教育を実施している。学父母教育も継続的に実施しており、色々な広報活動も行っている。たとえば、インターネット休曜日、青少年IT奉仕団、U-クリンライブコンサートなどがある。

韓国ゲーム産業振興院（www.kogia.or.kr）は2003年にゲーム中毒に関する1次研究を行い、2007年にはゲーム中毒診断尺度を含むゲーム逆機能総合診断プログラムを開発した。学生、教師、学父母対象の教育のため、ゲーム文化教材（青少年用）、ゲーム利用指導のための教材（教師用、学父母用）、映上教育教材など8種類の教材を開発して、全国5ヶ地域ゲーム没入相談センター及び、全国青少年相談室などに普及した。

著作権委員会（www.copyright.org）は多様な著作権教育のための講座（初心者向けと著作権アカデミー）を設けており、特に、著作権アカデミーでは出版人課程、インターネット事業者課程、音楽分野関係者課程、言論関係者課程、法律関係者課程などの著作権教室を運営している。

2009年上半期に韓国情報保護振興院との組織統合が予定されている韓国インターネット振興院（www.nida.or.kr）は放送通信委員会傘下の機関として、2009年からはインターネット倫理に関する全般的な政策を施行する韓国の代表的機関になる。

韓国の青少年の99.8%がインターネットを利用しているなかで、UCCなどのインターネットメディアが青少年達に与える影響は絶対的である。NIDAでは青少年の健全なインターネット利用を身につけ、インターネットメディア製作及び活用能力を高めるために学生の年令と水準にある体験中心の教育のため、2008年‘インターネットメディア教室’を運営した（<http://www.imucc.kr/>）。このための教材（小学校低学年用、小学校高学年用、中学生用）を開発し、全国240ヶ小中学校を対象にこの事業を行った。インターネットメディア教室は青少年達が主題別にUCCを製作していく過程を通じて、健全たる情報流通、著作権侵害などを考える機会をもち、インターネット上で守るべきルールとマナーについて自ら学習するように構成した体験中心の教育である。

また、NIDAではインターネット逆機能を解消し、望ましいインターネット文化の定着へ寄与できるUCC

を発掘し施賞するために‘韓国UCC大典’も2007年から開催している。そして、インターネット倫理関連のニュースや教育用のコンテンツなどを統合的に管理するため2008年から‘インターネット倫理実践 (www.nethics.or.kr)’というサイトを運営している。

2008年末、放送通信委員会傘下の社団法人のインターネット倫理実践協議会 (www.iecoin.or.kr) では小中等学校でインターネット倫理教育の材料として活用し、小中等学生者のインターネット倫理へのマインド拡散及び定着のためにインターネット倫理新聞(新芽e-世上)を創刊し配布した。2009年からはオンラインとオフライン上で使えるインターネット倫理新聞を本格的に製作し配布していく計画をもっている。また、インターネット倫理実践協議会では小学校でもオンライン教育を行なえるよう小学生用のオンラインコンテンツを開発した。コンテンツは総12次時(各次時あたり20分)から構成されている。

2. 大学でのインターネット倫理教育

インターネット倫理実践協議会 (www.iecoin.or.kr) では大学でのインターネット倫理教育のため、2004年大学教材の‘インターネット倫理’を発刊し、2005年前半期から教材として使っており、2006年と2007年の2次にわたる改訂作業を経て、2008年には‘U-時代のインターネット倫理’という大学生用の教材を改訂発刊した。2008年現在、約120の大学でインターネット倫理に関する講座を教養及び専門課程で開設している。

教材改訂のときには次のような事項を考慮に入れて執筆した。

一つ目に、教育対象の意識実態と知識程度を教材へ反映した。

大学生のインターネット倫理関連の意識実態調査のため、全国11の大学(総1,536名)を対象に実態調査を行なった。そして、大学生の知識程度を把握するために、‘インターネット倫理素養試験’を行った。情報化社会での倫理的行動をするには倫理素養をもつ必要がある。インターネット倫理素養試験というものは倫理的な行動をするために必要なインターネット倫理に関する知識程度を測るための試験である。このように、意識実態調査とインターネット倫理素養試験の結果をもとにして、教材執筆の方案を導出した。教材執筆に反映された主な内容は次の通りである。

○ 大学生が感じる深刻なインターネット逆機能は淫乱物製作と配布、人格侵害、個人情報流出の順である。

○ 大学生が他人に与えた被害としては 著作権侵害、人格侵害の順である。

○ インターネット倫理素養試験では法律関連の問題で間違いがもっとも多く、その次に IT 関連問題(たとえば、ウェブブラウザ活用技術等)で間違いが多かった。

二つ目に、インターネット倫理教育経験のある教授の意見を反映した。

一般教科教材の場合、教材の構成とか内容などに関しては著者の主観的なことであり、場合によっては構成と内容に大きなギャップが出てくることもありうる。このような片寄る構成を防ぐために、教材執筆指針に関してインターネット教育の経験のある専門家グループの意見を反映した。

三つ目に、多様な専門家教材の執筆陣を構成した。

インターネットは哲学、教育学、法学、社会学、コンピュータ工学などを含むいろんな学問分野と関連のある総合的学問分野であることを考慮に入れ、一部分野の専門家だけで執筆陣を構成すると多様な分野を幅広く取り扱えないという問題が生じる。このような問題を解決するために、哲学、教育学、法学、社会学、コンピュータ工学などのいろんな学問分野の専門家執筆陣を構成し、教材執筆方案に関しても深度深い討論を経て最終的に教材の構成及び執筆を行なった。教材では、インターネット倫理、インターネット文化、インターネットと社会生活、サイバー言語とネチケット、インターネット社会と法律、インターネット詐欺、インターネット中毒、著作権侵害、サイバー暴力、ハッキングとコンピュータウイルス、有害情報流通、個人情報侵害、専門家の倫理に関して述べている。

そして、インターネット倫理教育を忠実にこなうため、インターネット実践協議会では‘インターネット倫理素養試験’を2005年から大学生を対象に実施している。2008年には約10箇所の大学でインターネット倫理素養試験を行い、その中で一部大学では有料で行なった。韓国で本インターネット倫理素養試験制度が定着し、活性化されるよう各種のインセンティブ方案を準備している。

3. インターネット倫理教育の活性化政策

韓国政府ではインターネット倫理教育の活性化のために、いろんな教育広報策を計画している。体系的な政策として‘インターネット倫理意識自己診断システム開発と運営’、‘インターネット関連の被害青少年を対象とする治療プログラム運営’、そして、‘インターネット倫理意識強化のための全国巡回講演’などがあげられる。

美しくきれいなグリーンインターネット（Green Internet）を作っていくためには、情報化社会での生き方をわかるべきであるが、各学校では時数などの現実的むずかしさのために、インターネット世界での生き方などをオフライン上で体系的に教育及び広報するのが難しい。オンラインコンテンツなどを用いたオンライン教育が一つの代案になりうるのであるが、オンライン教育の特性上、被教育者の積極的な意思がなによりも重要なのでインターネット倫理に関する教育的効果が不透明である。オンライン教育の問題点を補いながら、インターネット倫理教育の教育的効果を極大化させるために、2009年にはインターネット倫理意識自己診断システム構築のための準備事業（インターネット倫理意識実態調査とオンライン教育用のコンテンツ開発など）を行なう予定である。つづいて、インターネット倫理意識自己診断システムを構築し、インターネット倫理意識自己診断システムを試験的に稼働し、2010年からは段階的に対象を拡大していく計画を持っている。

また、インターネット倫理意識の強化のために全国巡回講演を開催する予定である。放送通信委員会の地方分所を拠点にし、淫乱、暴力性など青少年有害情報に関する地域別巡回講演を実施していく。

4. グリーンインターネットのための国際協力 方案

全世界的にインターネット上で多様でかつ、多くの逆機能が発生し、また、これらの現状はますます増えている状況下で、美しくきれいなグリーンインターネット（Green Internet）を作るのにインターネット倫理は必修である。インターネット倫理はローカルな伝統的倫理とは違い、グローバル倫理である。従って、インターネット倫理に関する研究や政策樹立、施行のためには国際協力がなによりも必要である。

本稿では、国際協力方案として次のようなことを提案したい。

第一、韓日インターネット倫理協議会の構成を提案する。

国際協力のためには、アメリカを含んだ多くの国の参加が望ましいが、今の段階では韓国と日本から初めて順次拡大していくことがよいと思う。そして、韓日インターネット倫理協議会には両国の政府関係者と専門家たちで構成し、政策討論会回及び、関連のある研究などを共同に行なう。協議会の運営に必要な基金は両国の政府が分担するのが望ましい。

第二、‘インターネット倫理フォーラム’の開催を提案する。このフォーラムは韓日インターネット倫理協議会の主管で年1回または2回ぐらい開催し、両国

での研究結果の発表とか政策討論会そして、インターネット倫理に関する広報プログラムの運営を通じてインターネット倫理に対するマインド拡散に寄与することができると思う。

第三、倫理教材の共同開発を提案する。

数学などを始め、一般的な教科目の場合には学問とか教科目の長い歴史のお陰で教育内容とか教材がある程度標準化されているといってもいいのではないと思う。しかし、インターネット倫理の歴史はインターネットの歴史と共に短い。従って、標準教材といえるほどの教材はないのが現実である。これらの標準教材を開発するためには、前もってインターネット倫理と文化に関する研究と共に、IT時代の人材相の定立などが必要である。韓日インターネット倫理協議会の主管でこれらの標準教材が開発できれば、世界共通の標準教材になれると思う。

第四、倫理認証制度の共同推進を提案する。

インターネット倫理認証というのは個人に対する認証と機関に対する認証がある。個人に対する認証としては、日本インターネット協会で2003年から施行している‘インターネットルールとマナー’とか、韓国で今試験的に行なっている‘インターネット倫理素養試験’、そして、韓国政府で今年から推進する予定の‘インターネット倫理意識自己診断’などが当たる。日本では2003年から始まっているがまだ定着されてない状況である。制度のよい趣旨にもかかわらず、定着されてないのはインセンティブの不足が原因であると分析している。同制度の趣旨を考えると、制度の定着は必須であり、このためにはまず韓国と日本の政府でもっと積極的に対処すべきであると思われる。

そして、機関に対する認証はインターネット倫理の拡散と定着に寄与する企業用として、認証のためには評価基準とか方法などを作り、毎年評価を通じて認証マークを付与すれば、インターネット倫理拡散と定着に大きく寄与できると思われる。

文 献

- [1] 韓国インターネット振興院（NIDA）、インターネット倫理実践、<http://www.nethics.kr/>
- [2] 韓国インターネット振興院（NIDA）、インターネットメディア教室、<http://www.imucc.kr/>.
- [3] NIDA、インターネット倫理新聞、http://www.nethics.kr/eworld/eworld_1_vie_w.jsp#.
- [4] インターネット倫理実践協議会、“U-時代のインターネット倫理”、EHAN出版、2008.
- [5] 鄭順原、朴政鎬、“小中等学校において情報通信倫理教育の教科方案に関する研究”、韓国教育芸術情報院、2007.